

請 願

平成28年6月須賀川市議会定例会

請願番号	受 理 年月日	請 願 名	請 願 者	紹介議員	資 料 ペー ジ
請願第5号	H28. 5. 24	最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について	須賀川市 [REDACTED] 岩瀬・須賀川地方労働組合総連合議長 永田博	丸本由美子	1~2
請願第6号	H28. 5. 24	労働時間と解雇の規制強化を求める意見書の提出について	須賀川市 [REDACTED] 岩瀬・須賀川地方労働組合総連合議長 永田博	丸本由美子	3~4
請願第7号	H28. 5. 24	国からの「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書の提出を求める請願書	福島市 [REDACTED] 福島県教職員組合中央執行委員長 角田政志 須賀川市 [REDACTED] 福島県教職員組合岩瀬支部長 伊藤弥	横田洋子	5~7

2016年 5月24日

須賀川市 議会 議長 石 瀬 吉 彦 様

< 請願者 >

* 住所

須賀川市
石 瀬 吉 彦 地方労働組合総連合
議長 水 田 博



< 紹介議員 >

丸本由美子

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について

< 請願趣旨 >

政府の統計により、雇用労働者の4割が非正規雇用になり、4人に1人が懸命に働いても年収200万円に届かないワーキング・プアという状況にあることが明らかになりました。こうした不安定雇用と低賃金は、とりわけ若者の自立や結婚、出産・育児等にも影響を与え、社会問題となっています。賃金の引き上げにより「経済の好循環」を実現することは緊急の課題です。

その点で、地域別最低賃金がきわめて低い水準にあることは問題です。2015年の地域別最低賃金は、最高の東京都で時給907円、福島県では705円、最も低い県では693円です。福島県においては、フルタイムで働いても月収は12万円余にすぎず、自立した生活を送ることはできません。

また、福島県と東京都では、同じ仕事をしていても時給で202円、月額換算で3万円余の格差があるため、若い労働者の県外流出の要因ともなっています。原発事故からの復興をめざす福島県にとって、こうした地域間格差を是正し、最低賃金を大幅に引き上げることが必要です。

2010年の「雇用戦略対話」では、「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1000円を目指す」とした「政労使合意」も確認されています。最低賃金の引き上げのためには、欧米諸国のように政府が率先して大規模な中小企業支援策を講じる必要があります。

以上のことから、貴議会として国に向けた意見書を提出されるよう請願します。

< 請願項目 >

1. 全国一律最低賃金制度の確立等、地域間格差を縮小させるための施策をすすめること。
2. 中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担の減免制度を設けるなど中小企業への支援策を拡充すること。
3. 2010年6月の雇用戦略対話にもとづく政労使合意を2020年までに確実に実行し、最低賃金の大幅引き上げを行うこと。

以上



意見書（案）

政府の統計により、雇用労働者の4割が非正規雇用になり、4人に1人が懸命に働いても年収200万円に届かないワーキング・プアという状況にあることが明らかになった。こうした不安定雇用と低賃金は、とりわけ若者の自立や結婚、出産・育児等にも影響を与え、社会問題となっている。賃金の引き上げにより「経済の好循環」を実現することは緊急の課題である。

その点で、地域別最低賃金がきわめて低い水準にあることは問題である。2015年の地域別最低賃金は、最高の東京都で時給907円、福島県では705円、最も低い県では693円となっている。福島県においては、フルタイムで働いても月収は12万円余にすぎず、自立した生活を送ることはできない。

また、福島県と東京都では、同じ仕事をしていても時給で202円、月額換算で3万円余の格差があるため、若い労働者の県外流出の要因ともなっている。原発事故からの復興をめざす福島県にとって、こうした地域間格差を是正し、最低賃金を大幅に引き上げることが必要である。

2010年の「雇用戦略対話」では、「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1000円を目指す」とした「政労使合意」も確認されている。最低賃金の引き上げのためには、欧米諸国のように政府が率先して大規模な中小企業支援策を講じる必要がある。

記

1. 全国一律最低賃金制度の確立等、地域間格差を縮小させるための施策をすすめること。
2. 中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担の減免制度を設けるなど中小企業への支援策を拡充すること。
3. 2010年6月の雇用戦略対話にもとづく政労使合意を2020年までに確実に実行し、最低賃金の大幅引き上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2016年 月 日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿
厚生労働大臣 塩崎恭久 殿

2016年 5月 24日

須賀川市 議会 議長 広瀬 吉彦 様

<請願者>

*住所 須賀川市 [住所不明]

岩瀬 誠一 地方労働組合総連合

議長 永田 博



<紹介議員>

丸本 由美子 (丸本)



労働時間と解雇の規制強化を求める意見書の提出について

<請願趣旨>

健康で文化的な生活が保障される社会を実現させるためには、1日8時間、週40時間以内の労働時間規制と安定した雇用が必要です。働く現場では、長時間・過密労働や生体リズムを狂わせる夜勤交替制労働、常に雇用不安に苛まれる非正規雇用が広がり、心身の健康を損なう人が後を絶ちません。「過労死等防止対策推進法」の制定後もなお、過労死や過労自死する人が続出する事態にあり、そこからの脱却は急務です。

こうしたおりに、労働時間や解雇の規制を緩和し、不安定な派遣労働を広げることは、より深刻な状況をもたらすものです。今、求められているのは、心身の健康を無視した働き方・働かせ方や不安定雇用の濫用を規制し、労働時間の短縮と安定した雇用を実現するための法制度の整備です。

男女がともに安定して働き、子どもを産み育てられる社会を実現するため、貴議会において国に向けた意見書を提出されるようお願いします。

<請願項目>

1. 労働基準法の改正においては、「労働時間規制の適用除外の拡大」(高度プロフェッショナル制度)や「裁量労働制の対象拡大・手続き緩和」は行わず、長時間・過密労働や生体リズムを狂わせる夜勤交替制労働について、規制強化をはかること。

2. 期間の定めのない直接雇用の労働契約を原則とする社会をめざし、労働者派遣法を早急に改正すること。改正にあたっては、派遣労働は臨時的・一時的かつ専門性の高い業務に限定し、正社員との均等待遇を保障すること。

3. 解雇の金銭解決制度など、解雇しやすい仕組みづくりの検討は中止し、整理解雇の4要件を法律化するなど、解雇規制を強化すること。

以上



意見書(案)

健康で文化的な生活が保障される社会を実現させるためには、1日8時間、週40時間以内の労働時間規制と安定した雇用が必要である。働く現場では、長時間・過密労働や生体リズムを狂わせる夜勤交替制労働、常に雇用不安に苛まれる非正規雇用が広がり、心身の健康を損なう人が後を絶たない。「過労死等防止対策推進法」の制定後もなお、過労死や過労自死する人が続出する事態にあり、そこからの脱却は急務である。

こうしたおりに、労働時間や解雇の規制を緩和し、不安定な派遣労働を広げることは、より深刻な状況をもたらすものである。心身の健康を無視した働き方・働き方や不安定雇用の濫用を規制し、労働時間の短縮と安定した雇用を実現するための法制度の整備こそ、求められている。

記

1. 労働基準法の改正においては、「労働時間規制の適用除外の拡大」(高度プロフェッショナル制度)や「裁量労働制の対象拡大・手続き緩和」は行わず、長時間・過密労働や生体リズムを狂わせる夜勤交替制労働について、規制強化をはかること。
2. 期間の定めのない直接雇用の労働契約を原則とする社会をめざし、労働者派遣法を早急に改正すること。改正にあたっては、派遣労働は臨時的・一時的かつ専門性の高い業務に限定し、正社員との均等待遇を保障すること。
3. 解雇の金銭解決制度など、解雇しやすい仕組みづくりの検討は中止し、整理解雇の4要件を法律化するなど、解雇規制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2016年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久 殿

国からの「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による
十分な就学支援を要請する意見書の提出を求める請願書

2016年 5 月 24 日

須賀川市 議会
議長 広瀬 吉彦 様

請願者

福島市 [Redacted]
福島県教職員組合
中央執行委員長 角田 政志
TEL [Redacted]



須賀川市 [Redacted]
福島県教職員組合

岩瀬 克都長 伊藤 弥
TEL [Redacted]



紹介議員

横田 洋子 (Seal)



国からの「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書の提出を求めることについて

請願の趣旨

東日本大震災から5年が経過しました。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、復興庁所管による「被災児童生徒就学支援等事業交付金」を財源とした単年度の交付金事業が行われています。平成28年度は80億円が予算化されています。

この交付金は、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学級・学校、私立学校、専修学校・各種学校に対して自治体を実施している既存の就学支援事業等において、震災による対象者増や単価増が見込まれるため、自治体の新たな負担を全額国費で国が負担・支援するものです。

交付金での事業を受けている子どもの数は全国で、平成23年度67,639人、平成24年度57,948人、平成25年度52,287人、平成26年度47,463人となっており、学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いています。

政府の基本計画により、被災地に対する「集中復興期間」は平成27年度で終了し、平成28年度からは「復興・創生期間」となりました。

平成28年3月11日に閣議決定された、『「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針』の「具体的な取組」の中にも「被災した子どもが安心して学ぶことができる教育環境の確保に取り組む」とあります。

福島県内外で避難生活を送る子どもたちには、これからも経済的な支援を必要とする子どもたちがたくさんいます。

こうした状況をふまえ、経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学に対し、いきとどいた支援が保障されるよう、下記事項について強く要請します。

つきましては、下記の通り、平成29年度においても「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援に必要な財政措置を行うよう、関係諸機関に対し意見書の提出により要請することをお願いいたします。

請願事項

1. 東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、平成29年度以降も全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援に必要な予算確保を国へ要望する意見書を提出すること。

要請先 文部科学大臣 復興大臣 総務大臣 財務大臣

「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書
(案)

東日本大震災から5年が経過しました。平成23年度に創設された「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」は、「被災児童生徒就学支援等事業交付金」となり2年目を迎えました。被災した子どもたちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

交付金での事業を受けている子どもの数は全国で、平成23年度67,639人、平成24年度57,948人、平成25年度52,287人、平成26年度47,463人となっており、学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いています。

政府の基本計画により、被災地に対する「集中復興期間」は平成27年度で終了し、平成28年度からは「復興・創生期間」となりました。

平成28年3月11日に閣議決定された、『「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針』の「具体的な取組」の中にも「被災した子どもが安心して学ぶことができる教育環境の確保に取り組む」とあります。福島県内外で避難生活を送る子どもたちには、これからも経済的な支援を必要とする子どもたちがたくさんいます。

また福島県だけでなく、宮城県、岩手県など広範囲の被災地でも、被災した多くの子どもの就学支援が行われています。「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援は非常に重要であり、平成29年度以降も「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援に必要な財政措置を行い、被災した子どもたちに継続した就学支援事業を実施できるようにする必要があります。

このような理由から、下記の事項の実現について、地方自治法第99条にもとづき、意見書を提出します。

1. 東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、平成29年度以降も全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援に必要な予算確保を行うこと。

要請先

復興大臣	高木	毅	殿
文部科学大臣	馳	浩	殿
総務大臣	高市	早苗	殿
財務大臣	麻生	太郎	殿